新旧対照表

第1条~第4条 略

第5条

(中略)

4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は、長野県幹事会が木曽町総務課長、王滝村総務課長及び上松町<u>危機管理課長</u>、岐阜県幹事会が高山市<u>危機管理課長</u>及び下呂市危機管理課長とする。

新

(以下略)

第6条~第7条 略

第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、 長野県木曽地域振興局総務管理課、木曽町総務課、王滝村総務課、上松町 <u>危機管理課</u>、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市<u>危機管理課</u>及び下呂 市危機管理課が合同で行う。

第9条 略

附則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性 地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止す る。

(中略)

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

<u>附</u>則

この規約は、平成30年2月14日から施行する。

旧

第1条~第4条 略

第5条

(中略)

4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曽地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は、長野県幹事会が木曽町総務課長、王滝村総務課長及び上松町総務課長、岐阜県幹事会が高山市危機管理室担当部長及び下呂市危機管理課長とする。

(以下略)

第6条~第7条 略

第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、 長野県木曽地域振興局総務管理課、木曽町総務課、王滝村総務課、上松町 <u>総務課</u>、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市<u>危機管理室</u>及び下呂市危 機管理課が合同で行う。

第9条 略

附則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性 地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止す る。

(中略)

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

【別表 2 】

1 長野県幹事会

| 所属 | 役職 | 備考 |
|------------|-----------|------|
| 上松町危機管理課 | 課長 | 副幹事長 |
| (以下略) | (以下略) | |
| 2 岐阜県幹事会 略 | | |
| 所属 | 役職 | 備考 |
| 高山市危機管理課 | <u>課長</u> | 副幹事長 |
| (以下略) | (以下略) | |

【別表 2】

1 長野県幹事会

| 所属 | 役職 | 備考 |
|--------|-------|------|
| 上松町総務課 | 課長 | 副幹事長 |
| (以下略) | (以下略) | |

2 岐阜県幹事会 略

| 所属 | 役職 | 備考 |
|----------|-------|------|
| 高山市危機管理室 | 担当部長 | 副幹事長 |
| (以下略) | (以下略) | |